



農山漁村発イノベーション対策 及び 農泊推進対策について

令和4年6月

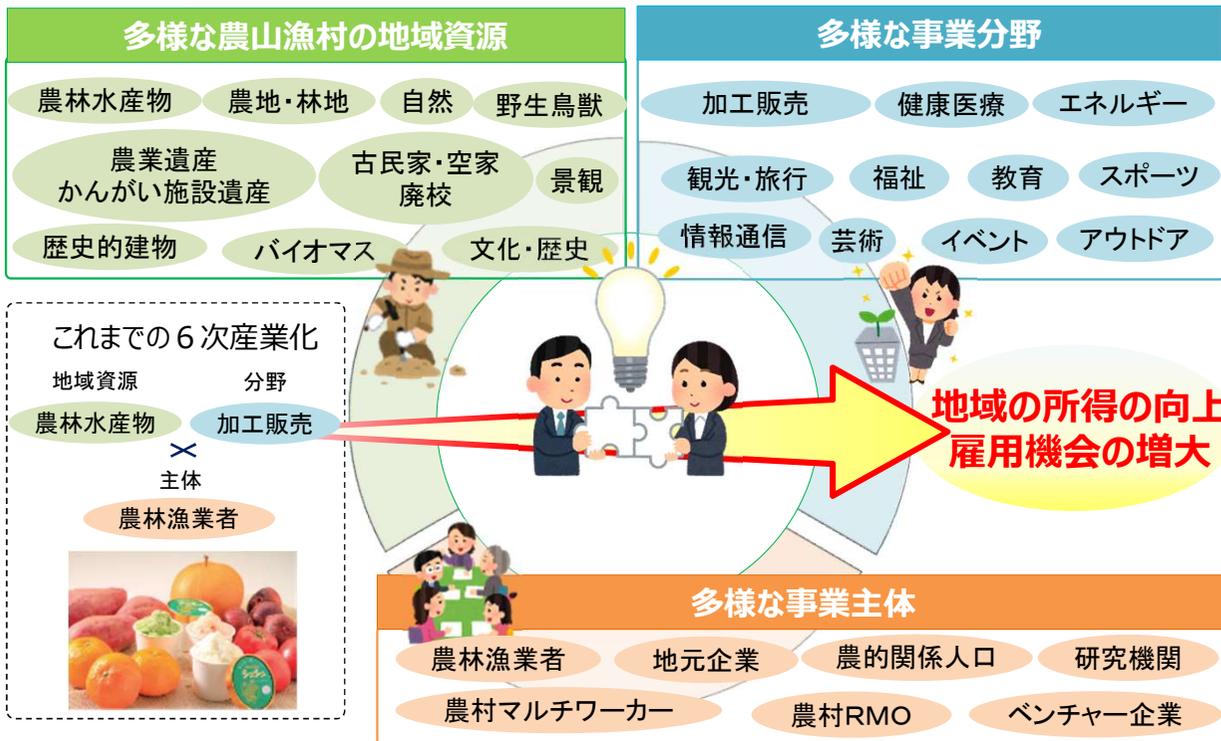
農林水産省農村振興局
地域整備課活性化支援班

農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

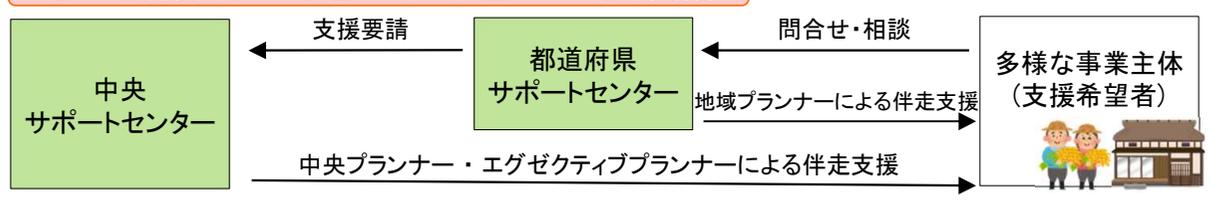
- 農山漁村の活用可能な**地域資源**を他分野と組み合わせること等により活用する「**農山漁村発イノベーション**」により、**地域における新たな事業・雇用機会を創出**（6次産業化を発展）。
- 農山漁村発イノベーションの推進に当たっては、農業以外の事業にも取り組む**農業者や事業者等多様な主体**が連携。

農山漁村発イノベーション

- 農山漁村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進



農山漁村発イノベーションサポートセンターによる支援



【農泊】 農業・文化 × 観光

- 農山漁村の活性化と所得向上を図る「**農泊**」の取組を推進し、「**令和2年までに農泊地域500地域創出**」の目標を達成

取組事例（宮城県蔵王町）

概要

- **地域の農産物**を食として提供するほか、地元農家の**農業体験**や**文化体験**も取り入れて農泊を展開。
- まちづくり、観光物産協会、福祉施設、移住相談室など**多様な主体**が参画。

成果

- 民泊宿泊者数は**9,560人**増加（約**2.9倍**）
- 地域全体の総売上高が約**1.0億円**増加（約**2.8倍**）。



【ジビエ】 野生鳥獣 × 加工販売

- ジビエ利用拡大の取組を推進し、「**ジビエ利用量を令和7年度までに倍増（4,000t）**」させる目標を設定

取組事例（鳥取県東部地区）

概要

- 捕獲者を対象に、**ジビエ利用に適した捕獲技術**を習得するための研修を実施。
- 放血から2時間以内の個体は、原則全頭受入れ。
- 処理加工施設がない地域から、ジビエ専用回収車を用いて**広域回収する体制**を構築。

成果

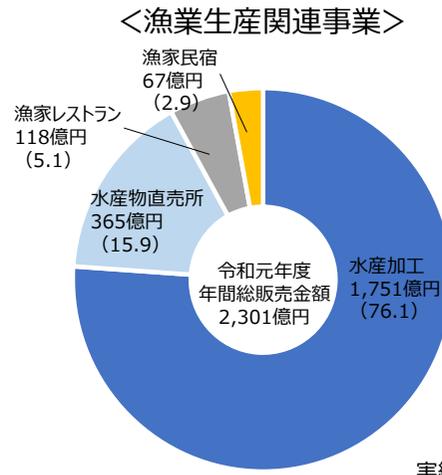
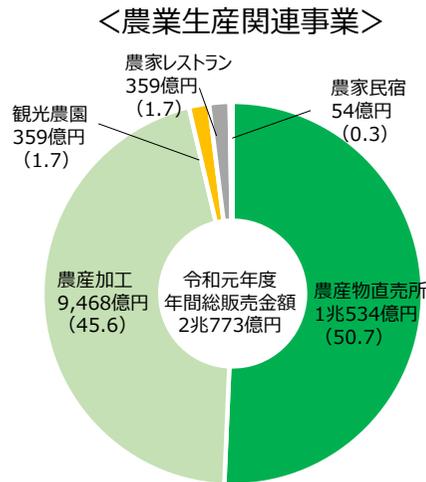
- 年間処理頭数が約**2倍**に増加。



農山漁村発イノベーションの市場規模

- 令和元年度の6次産業化総合調査によれば、6次産業化に相当する農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額のうち、加工・直売分野が農業生産関連事業では約96%、漁業生産関連事業では92%となっており、直売と加工が大半を占めている。
- 6次産業化の加工・直売の市場規模は、緩やかに拡大中（令和元年度の売上は、合計2.2兆円）。

○農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額（全国）



実績値：令和元年度

（参考）農産物直売所の現状

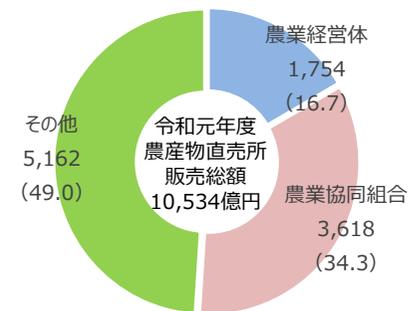
※最も売り上げが大きい項目を抽出

- 直売所は、全国で約24,000カ所、年間総販売額は約1.1兆円。
- 運営主体別販売総額では、直売所全体の57.2%を占める農業経営体の販売総額の割合は16.7%に対し、全体の9.3%である農業協同組合が34.3%。

＜運営主体別の農産物直売所数＞

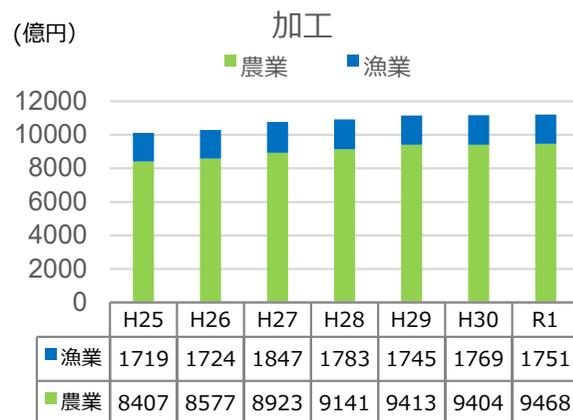
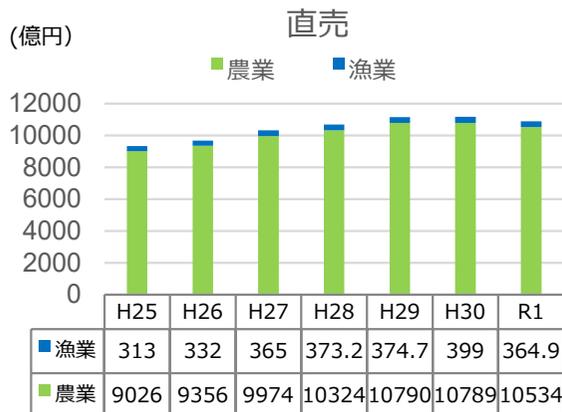


＜運営主体別販売総額（億円）＞



資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

○6次産業化の市場規模の推移



農山漁村発イノベーションの事例

38

株式会社飛驒の森でクマは踊る

ビジネス部門

林業×観光×教育

○平成27年設立の飛驒市が出資する第三セクター、通称「ヒダクマ」。これまで向き合っていなかった広葉樹を地域資源として安定かつ継続的にその価値を高め、商品として加工、流通。また、飛驒の匠の技を歴史・文化として発信。



キーワード

内発的

企業

都市農村交流

教育

デザイン

基本情報

- 所在地：岐阜県飛驒市
- 地域指定：都市農業地域
- 団体名：株式会社飛驒の森でクマは踊る
- 選定表彰：
H27「東海農政局ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定
- 主力商品・イベント：広葉樹・体験ツアー
- 活用している地域資源：農林水産物（木材）
- 主な国等の支援策：農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

取組の概要

- チップにしかならず安価で飛驒市外に流出していた小径の広葉樹を、民間企業が有するデザインやクリエイティブの力で斬新な家具、什器、内装材等の商品を開発し販売。また、そうした取り組みを国内外に向けて積極的に発信。
- これまで地域になかった森林・木材に関する体験ツアーを企画・実施。また、海外の建築家を目指す学生等に学びの場を提供。



企業による木材関係商品開発合宿

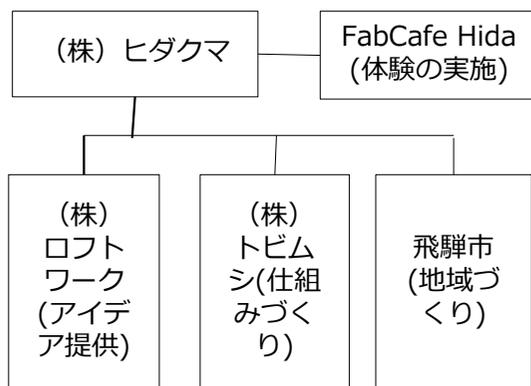


木工体験ワークショップ



海外大学のものづくり合宿（インバウンド）

体制図

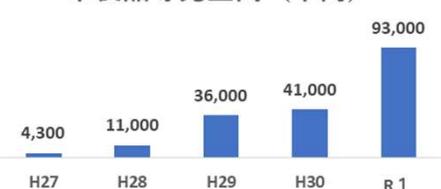


チップになる小径広葉樹から作ったスツール

取組の成果

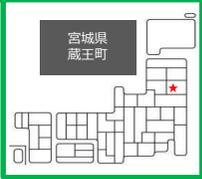
- 木製品等の売上は約430万円から約9,300万円（H27～R1）に増加。
- これまでに開催した体験プログラムの参加者は延べ約3,000人。宿泊者は延べ約1,000人。海外からはこれまでに約15か国、延べ約300人が滞在。

木製品等売上高（千円）



所在地▶岐阜県飛驒市古川町式之町6-17
 連絡先▶TEL:0577-57-7686 FAX:0577-57-7687
 E-mail:info@hidakuma.com
 ウェブサイト▶https://hidakuma.com

○ 2018年、ブランド力のある観光コンテンツと農泊とを掛け合わせ、新たなコンテンツとして磨き上げ発信し農泊ビジネス実施体制の構築に向け発足。「蔵王福祉の森構想」の取組により、蔵王への定住化・観光・農業振興など多様なメニューを具体化。インバウンドを含め広域から旅行客を集客し、地域の経済発展のための体制、マーケティングの強化に向けて取組む。



キーワード

内発的

農泊

遊休施設

ワーケーション

基本情報

- 所在地：宮城県蔵王町
- 地域指定：中山間地
- 団体名：蔵王農泊振興協議会
- 選定表彰：
 - 「ディスカバー農山漁村の宝」第8回全国選定、日本の棚田100選
- 主力商品・イベント：着付け体験などの体験を受け入れている「山水苑」、温泉風呂付貸切ログハウス「NJ ZAO」
- 活用している地域資源：温泉水、水、間伐材
- 主な国等の支援策：農山漁村振興交付金（農泊推進対策）

取組の概要

- 「蔵王福祉の森構想」の取組により、誰もが安心して暮らすためのセーフティネットの構築。
- 地域資源（温泉水・水・間伐材）の有効活用による再生可能エネルギーと循環型社会の構築。
- 空き家（別荘）の有効活用とバケーションレンタルの実施に伴い、適切な維持管理が業務として、地域の雇用を生み出し高齢者・障がい者の雇用にも寄与。
- 新たなマイクロツーリズム・ワーケーションの導入により、農泊・民泊とインバウンド需要を獲得。
- 体験型複合観光施設「Wiid Zao Village」を開設。地域が抱える問題の解決（地域が抱える問題（負債）を観光客誘致（資産）にスワップ）と地域活性化のハイブリッド戦略を展開。






体制図



取組の成果

- モニターツアーの実施状況（外国人旅行者への周知とともに、農泊施設拡大のため、別荘民泊に興味のあるオーナー候補に広く周知し開業施設拡大を図る。）宿泊モニター数（延べ）46人
- 延べ宿泊者数 0人（2017年）→ 8,500人（2019年）
- 体験プログラム数 0（2017年）→ 15（2019年）
- 宿泊施設数（農泊に関わる新規施設） 0件（2017年）→ 15件（2019年）

所在地 ▶ 宮城県蔵王町遠刈田温泉字小妻坂75-31
 連絡先 ▶ TEL:0224-34-1192 FAX : 0224-34-2869
 E-mail:udagawa@zao-sansuien.jp ウェブサイト ▶ <http://zao-nouhaku.jp/>

- 木質バイオマスを核として、豊富で多様なバイオマスエネルギー利用、バイオマス産業観光・学習推進による地域ブランドの向上。



キーワード

内発的

木材産業

バイオマス

観光

基本情報

- 所在地：岡山県真庭市
- 地域指定：中山間地域
- 団体名：真庭バイオマス産業都市推進協議会
- 選定表彰：
 - ジャパン・レジリエンス・アワード2016 先進エネルギー自治体大賞金賞 (準グランプリ)、バイオマス大賞グランプリ H25バイオマス産業都市選定
- 主力商品・イベント：木質チップ、バイオマスツアー真庭
- 活用している地域資源：バイオマス
- 主な国等の支援策：森林整備加速化・林業再生基金

取組の概要

- 未利用や産廃処理されていた木材を資源として有効活用するために、官民一体となった「木材資源安定供給協議会」を設立。木材購入費のうち、山林事業者へ利益還元する仕組みを構築。
- 地域バイオマスを活用した発電事業を実施。今後は、地域内への電力供給を広げていき、エネルギーの地産地消を展開していく予定。
- また、エネルギー以外の利用として、バイオマスリファイナリー事業も進めているほか、バイオマス利活用の取組を学べる「バイオマスツアー真庭」が開催されるなど、市の様々な産業を巻き込んだ取組を展開。

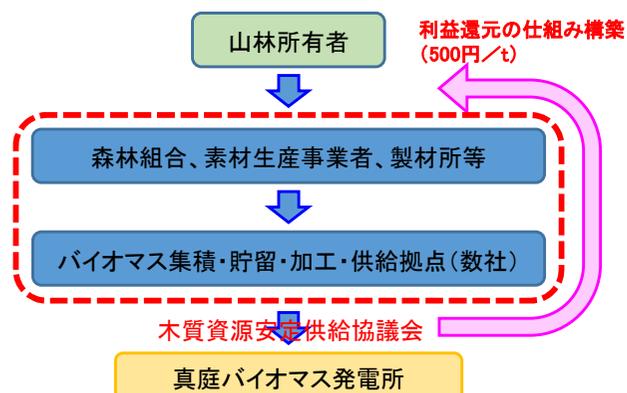


集積基地

真庭バイオマス発電株式会社
(地域関係団体で構成する新会社)

バイオマスツアー

体制図



取組の成果

- 約200人の林業・木材関係事業者の雇用拡大
- 経済効果 売上約23.2億円、石油代替 約25.1億円相当
- 年間1億円以上の処理費をかけていた未利用木材が有価で取引
山林事業者への還元見込額は、約1.6億円
- 年間1,000人以上のバイオマスツアーの参加

所在地▶岡山県真庭市久世2927-2 真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課
 連絡先▶TEL:0867-42-5022 FAX:0867-42-3907
 E-mail:biomass@city.maniwa.lg.jp
 ウェブサイト▶http://www.city.maniwa.lg.jp

スポーツと連携した農山漁村発イノベーションの事例

高知ファイティングドッグス（高知県越知町ほか）

半農半X（スポーツ）を実践する企業により地域農業を振興



球団オリジナルのショウガの植付け



地元保育園児・幼稚園児との交流

- ・ 地元農家から耕作放棄地を借り受け、選手が練習の合間に野菜の栽培、加工等を行い、球団が買い取って販売。選手引退後のセカンドキャリア支援や地域の農業振興に貢献。
- ・ 地域の保育園児・幼稚園児との田植え・稲刈り体験など、交流・地域活性化にも貢献。

空中の村（奈良県十津川村）

森林を活用したアウトドア施設の整備



フランス技術者によるツリーハウス製作



憩いの場の提供

- ・ フランスから来日した地域おこし協力隊が、村の森林を活用した森林アスレチック施設を整備。
- ・ 村の木材や地元食材を使った弁当等の提供のほか、地域の旅館とも連携し誘客を促進。
- ・ Wi-Fi等も備えており、ワーケーション利用も可能。

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる**多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等**を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]） 等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる**多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等**を支援します。
 （上限500万円／事業実施主体）

2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

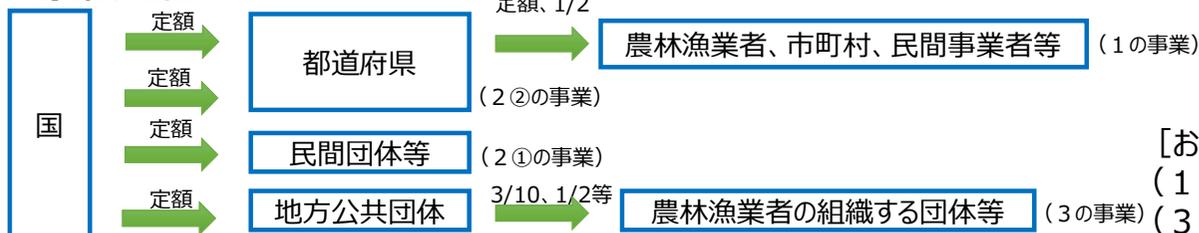
- ① 中央サポートセンターにおいて、**都道府県サポートセンターと連携した支援**を実施するとともに、**高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援**や農山漁村で**新事業を興す起業家と農山漁村のマッチング**の取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる**農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援**や地方公共団体による**農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等**の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① **農山漁村活性化法**に基づき、都道府県や市町村が作成した**活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。
- ② **六次産業化・地産地消法**に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した**総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備**を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農山漁村発イノベーション推進支援事業



農産物を利用した新商品開発



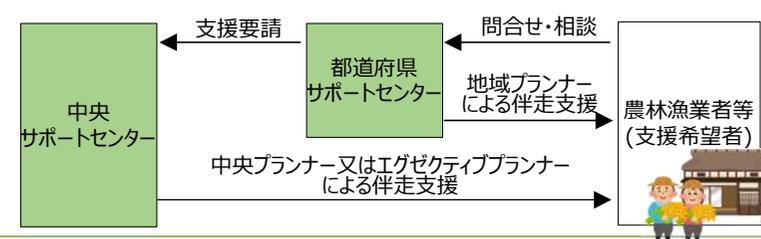
エネルギー事業



森林を利用したヒーリング事業

農山漁村発イノベーションサポート事業

サポートセンター（相談窓口）



農山漁村発イノベーション等整備事業



農産物直売所



集出荷・貯蔵・加工施設



地元食材を使用したレストラン

【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)
 (3の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加 (140人 [令和7年度まで])
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加 (93事業体 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 定住促進対策型、交流対策型 (旧 農山漁村活性化整備対策)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

2. 産業支援型 (旧 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援の対象とします。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進対策型、交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の認定が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等
- 事業期間 原則3年間 (最大5年間)



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
中小企業者※3
- 事業期間 原則1年間
- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
- ※3 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



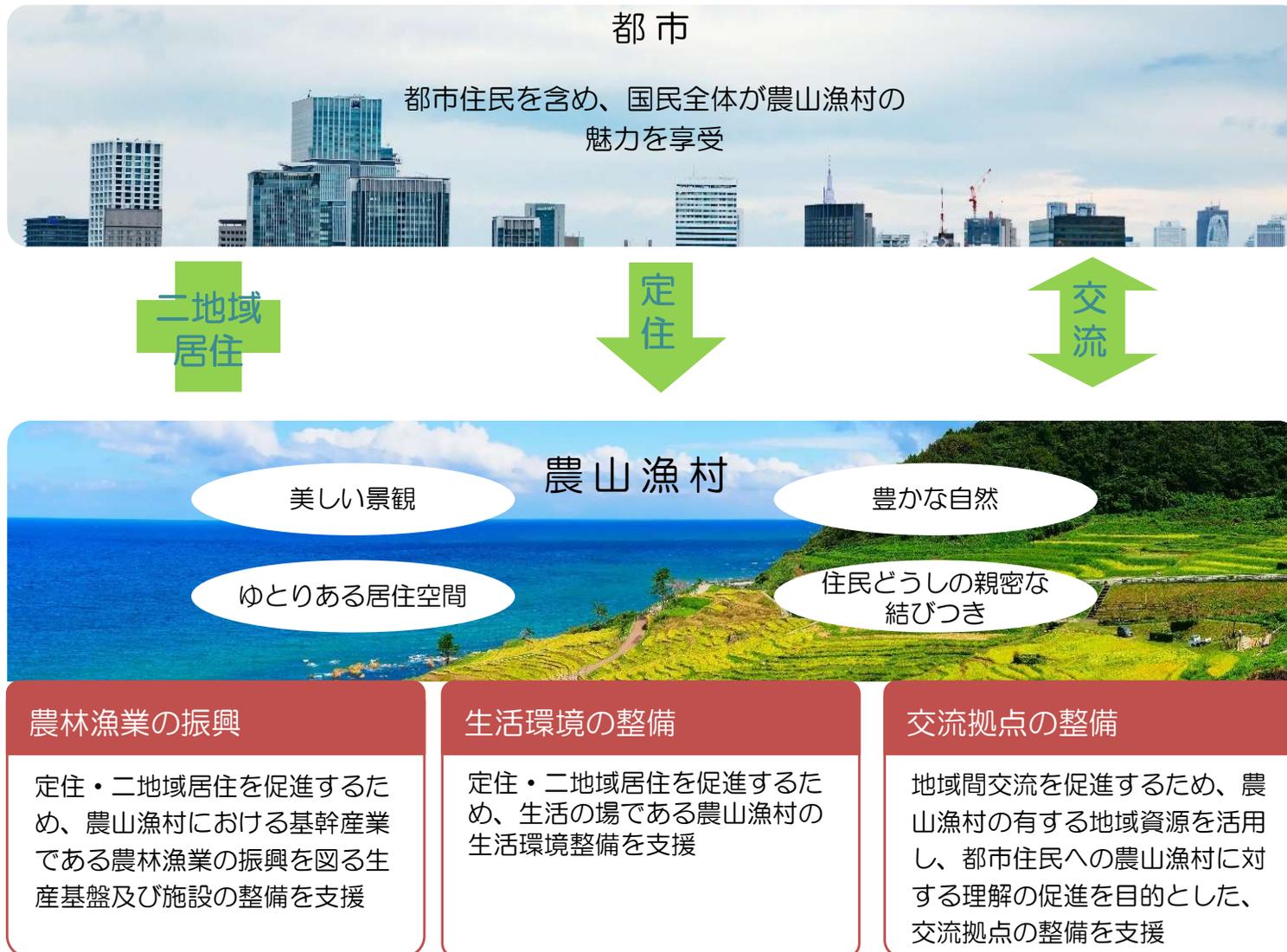
【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
(2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律※の概要

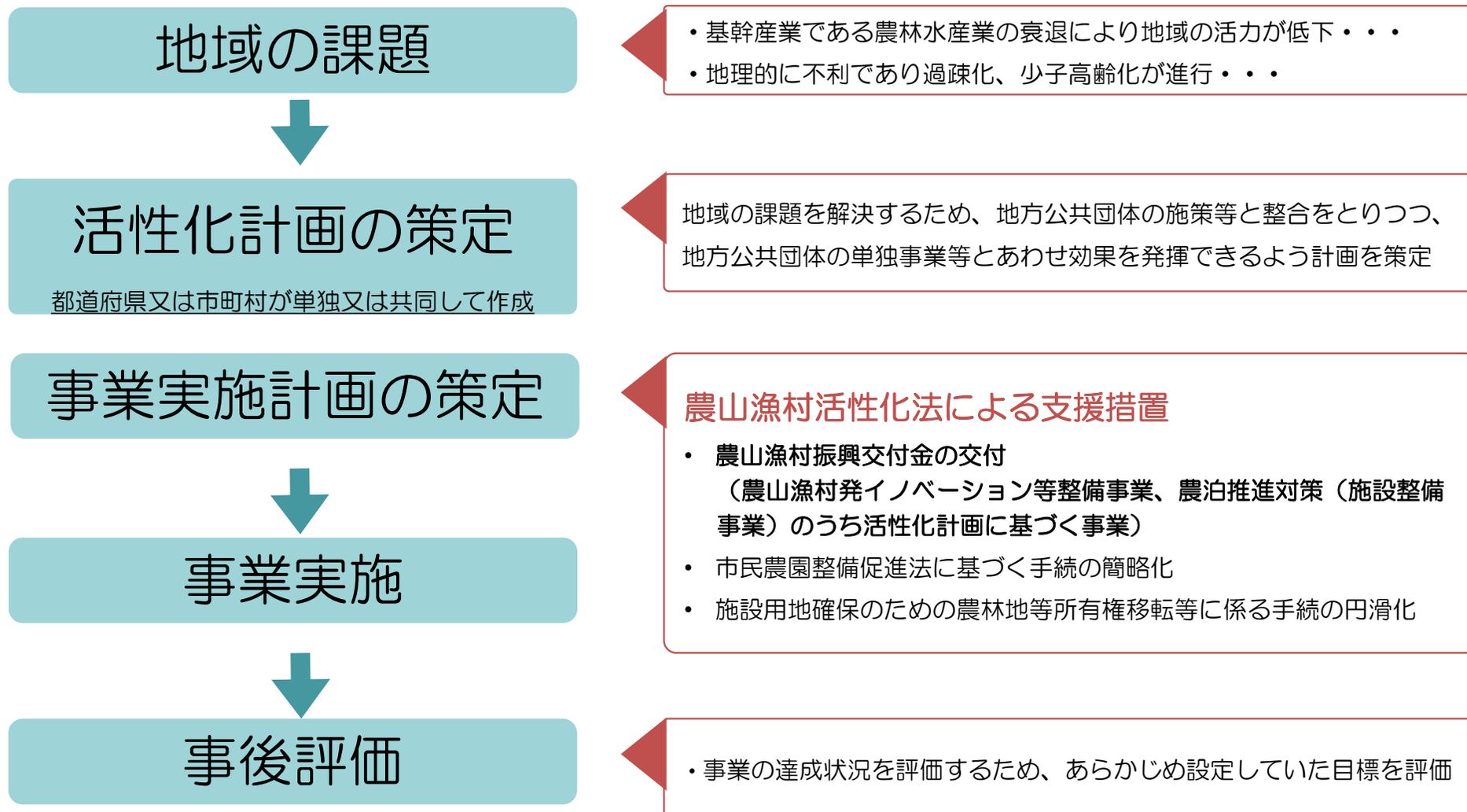
法律の
ねらい

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。 ※ 以下、『活性化法』という



事業の
流れ

県又は市町村が計画主体となって、地域の課題を解決するため、活性化計画を策定します。この活性化計画の目標を達成するために実施する事業に対し、国から農山漁村振興交付金を交付し、支援します。

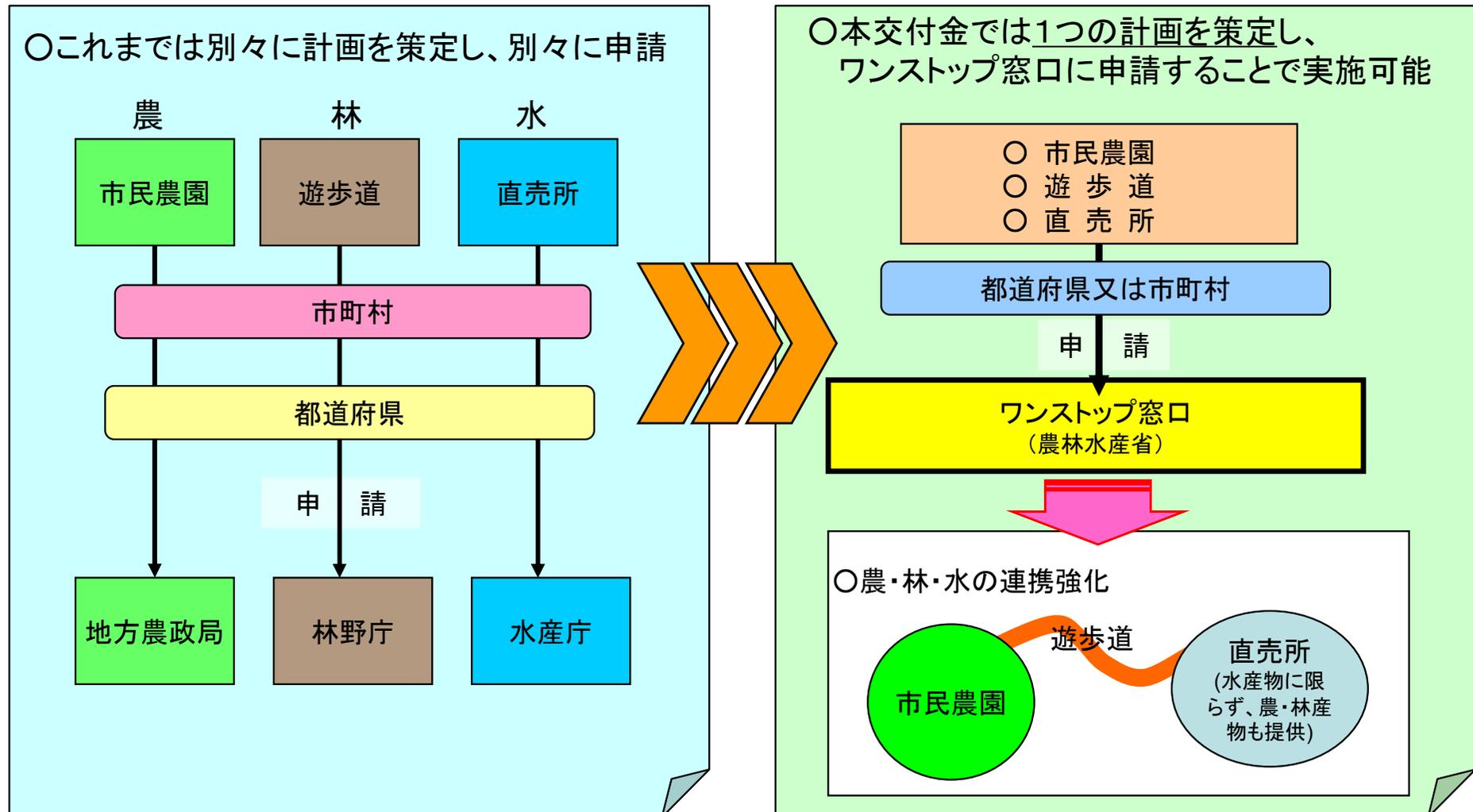


農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の主な特徴



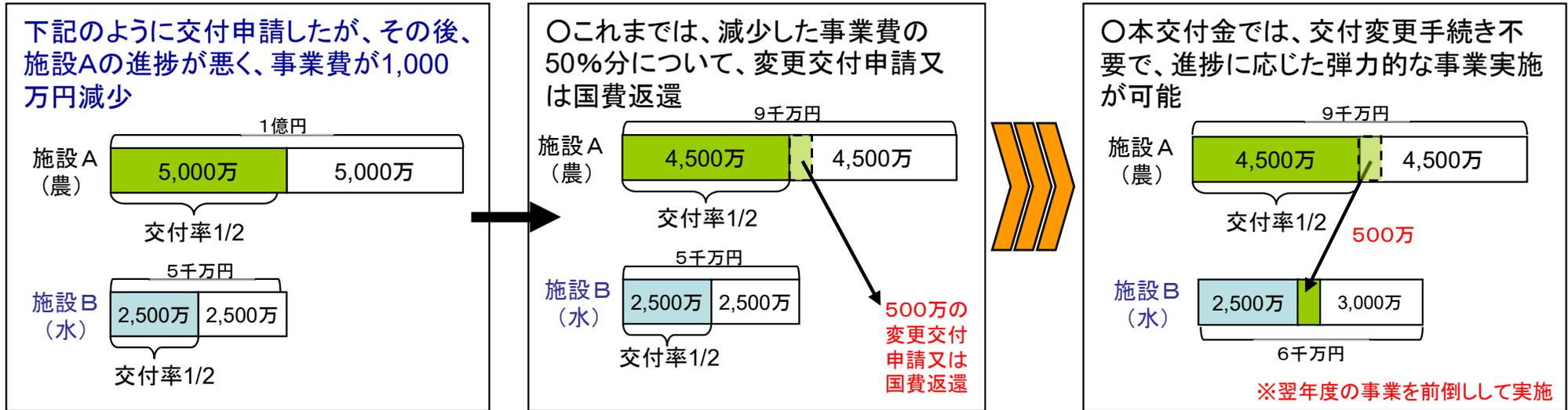
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）は、次の3つの大きな特徴があります。

1. 1つの計画により、農・林・水の連携が図られたプロジェクトを総合的に支援



2. 複数の事業メニューの選択、複数年(原則3年以内)の事業実施が可能なことから、対象事業間の流用や年度間融通など地域の実情に併せた整備が可能

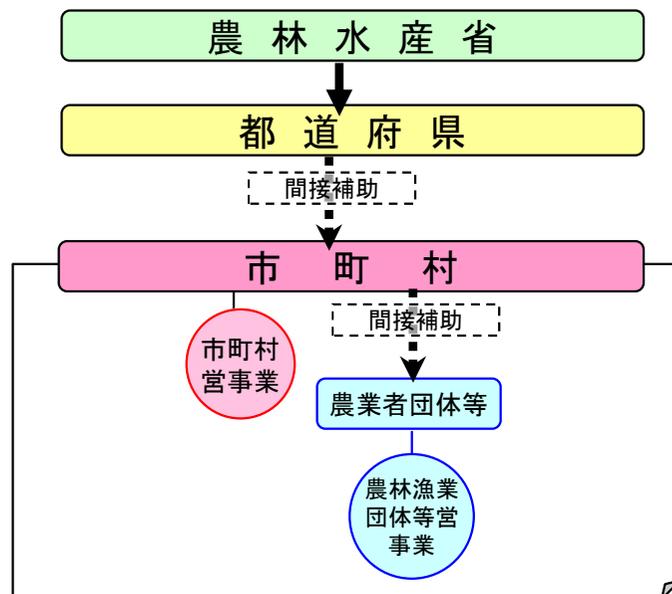
【事業間経費の弾力的運用】



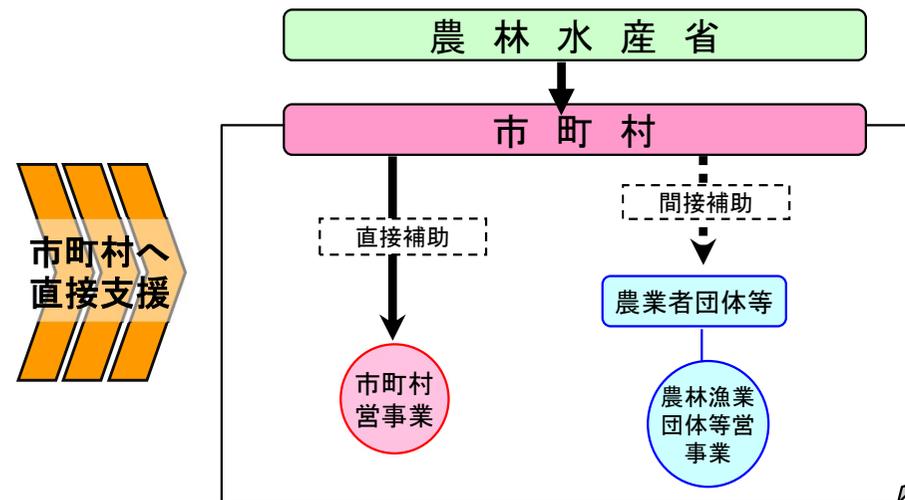
3. 市町村への直接助成が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮

【市町村計画】

【従来の交付金（～H18）】



【農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）（H28～）】
旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（H19～H27）



農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)の事業内容

<内 容>

1. 生産施設等の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産施設等の整備を支援

【事業メニュー】

農林水産物処理加工施設、農林水産物集出荷貯蔵施設、農業用排水施設、
区画整理 等

2. 生活環境施設の整備

定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援

【事業メニュー】

簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設 等

3. 地域間交流拠点施設等の整備

地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援

【事業メニュー】

廃校・廃屋等改修交流施設、地域連携販売力強化施設、
農林漁業・農山漁村体験施設 等

4. その他省令で定める事業

【事業メニュー】

地域資源活用起業支援施設、自然・資源活用施設、船舶離発着施設 等

活性化計画の事例

二地域間居住推進プロジェクト

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



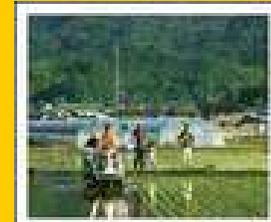
豊かな自然活用プロジェクト

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



IJUターン推進プロジェクト

生活環境の整備や農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



<交付先等>

1. 交付先 : 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 : 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者 等
3. 交付率 : 定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2以内等

農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号イ)

事業名	事業メニュー
基盤整備 (他の事業メニューと併せ行う場合に実施可能)	① 農業用排水施設 ③ 暗きょ排水 ⑤ 区画整理 ⑫ 林道・作業道 等
生産機械施設	⑬ 高生産性農業用機械施設 ⑮ 林業機械施設 ⑯ 特用林産物生産施設 等
処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ 農林水産物処理加工施設 ⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設
新規就業者等技術習得管理施設	⑲ 新規就農者等技術習得管理施設

① 農業用水路



③ 暗きょ排水



⑫ 林道・作業道



⑯ 菌床しいたけ生産施設



⑰ 米粉処理加工施設



⑰⑱ 集出荷・貯蔵・加工施設



⑲ 研修宿泊施設・研修ほ場



生活環境施設の整備(活性化法第5条第2項第2号口)

事業名	事業メニュー
簡易給排水施設	⑳ 簡易給排水施設 ㉑ 飲雑用水・防火安全施設
農山漁村定住促進施設	㉒ 農山漁村定住促進施設

㉑簡易給水施設



㉒定住希望者一定期間宿泊施設

㉑防火水槽



地域間交流拠点施設の整備(活性化法第5条第2項第2号ハ)

事業名	事業メニュー
地域資源活用総合交流促進施設	㉓ 都市農山漁村総合交流促進施設 ㉔ 廃校・廃屋等改修交流施設 ㉗ 地域連携販売力強化施設 等
農林漁業・農山漁村体験施設	㉘ 農林漁業・農山漁村体験施設
自然環境等活用交流学習施設	㉙ 自然環境保全・活用交流施設 ㉚ 宿泊体験活動受入拠点施設 等

㉓ 特産品の加工体験施設



㉔ 廃校を利用した交流施設



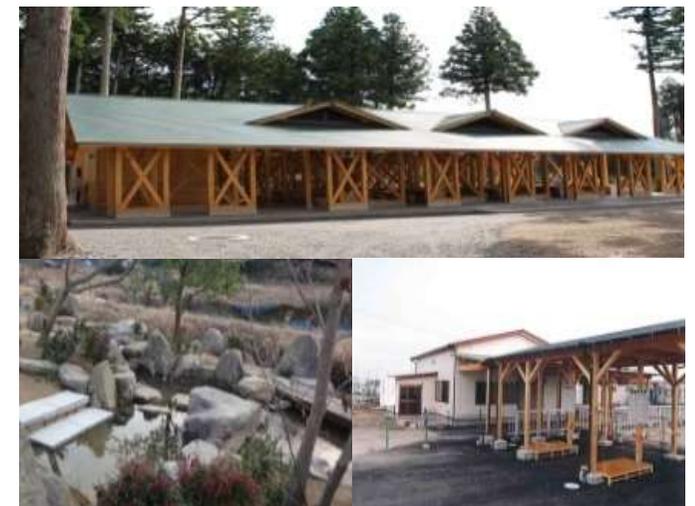
㉗ 農産物の直売所



㉘ 農作業の体験施設



㉙ 交流施設(バーベキューハウス)



その他農林水産省令で定める事業(活性化法第5条第2項第2号二)

事業名	事業メニュー
地域資源活用起業支援施設	⑳ 地域資源活用起業支援施設
地域資源循環活用施設(㉔の発電施設は、㉑~㉓、㉕~㉗に付帯する設備のみ交付対象)	㉑ リサイクル施設 ㉒ 自然・資源活用施設
地域住民活動支援促進施設	㉓ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 ㉔ 船舶離発着施設
農地等補完保全整備	㉕ 産地振興追加補完整備 ㉖ 小規模農林地等保全整備
景観・生態系保全整備	㉗ 景観・生態系保全整備

㉒ 和紙漉き・和紙工芸品活用施設



㉑ 堆肥化施設



㉒ 木質バイオマスボイラー



活性化法第5条第2項第2号イ~ニの事業と一体となって実施する事業事務(活性化法第5条第2項第3号)

事業名	事業メニュー
創意工夫発揮事業	<ul style="list-style-type: none"> ・イ~ニに掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標等の達成に真に必要な事業 ・活性化計画に係る交付限度額の2割を上限
農山漁村活性化施設整備附帯事業(詳細別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・イ~ニ及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要な企画・調整及び技術習得活動等に必要なる事務 ・活性化計画に係る交付限度額の1割を上限

活性化計画と事業実施計画の記載事項

提出書類については、計画主体(都道府県・市町村)が作成します。

① 活性化計画 の作成

1. 活性化計画の区域(区域図)
2. 事業に関する事項
(市町村名、地区名、事業名、事業実施主体、交付金充当希望の有無等)
3. 計画期間
4. 活性化計画の目標
5. 市民農園に関する事項 (該当する場合)
6. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 (該当する場合)

② 事業実施計画 の作成

1. 交付対象事業の目標
(事業活用活性化計画目標^{*}及び評価指標)
2. 事業目標及び評価指標設定の考え方
3. 交付対象事業の内容
4. 年度別事業実施計画 等

※以下、『事業目標』という

③ 事前点検シート の作成

1. 計画全体について
 - ✓ 活性化計画の目標、事業目標及び評価指標が法律及び基本方針と適合しているか。
 - ✓ 事業の推進体制は整備されているか 等
2. 個別事業について
 - ✓ 事業による効果の発現は確実に見込まれるか
 - ✓ 個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか 等

広報紙・ウェブサイト等で公表

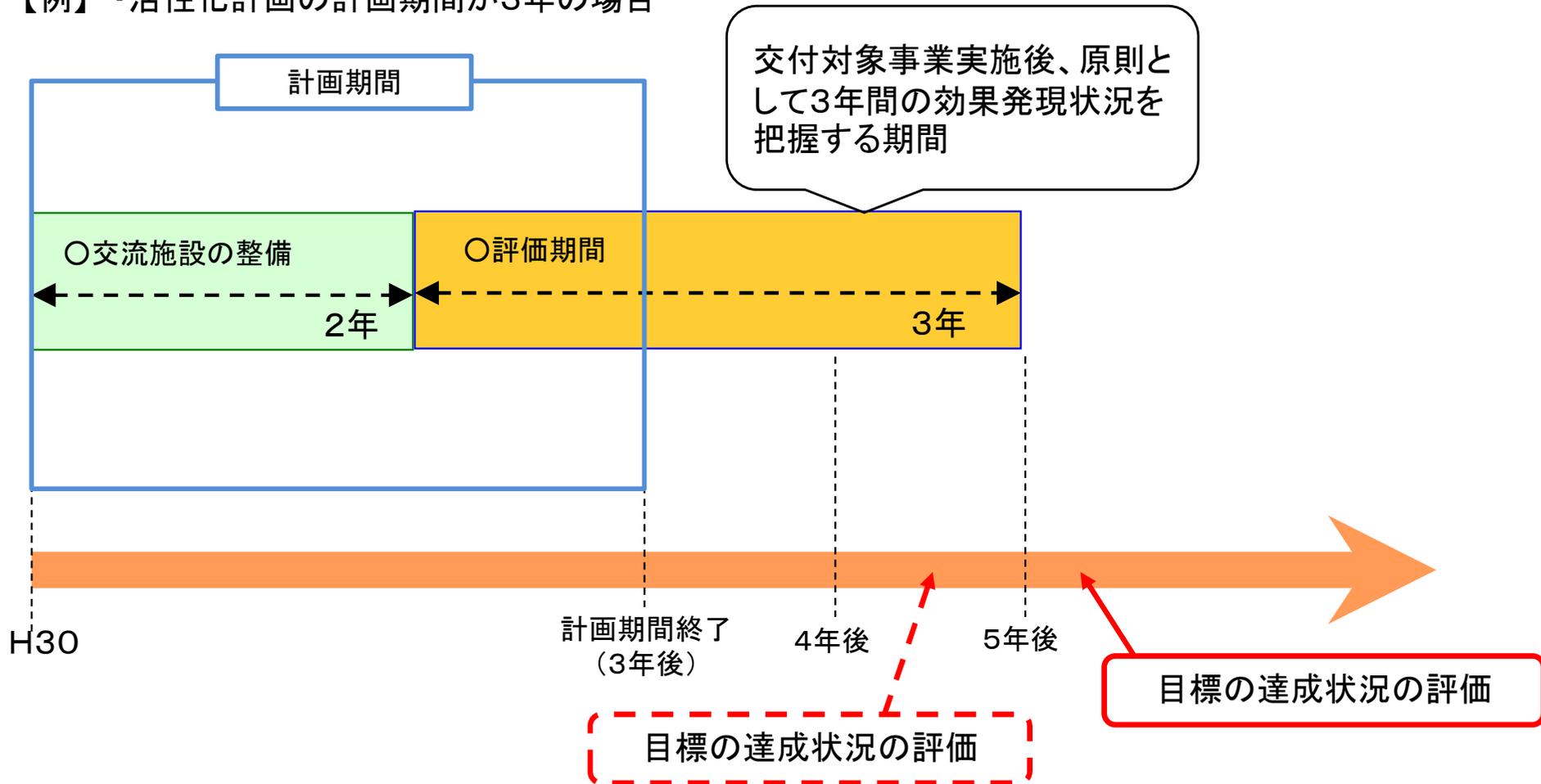
農林水産大臣に提出
(各地方農政局長等を経由)

計画期間と評価期間の考え方



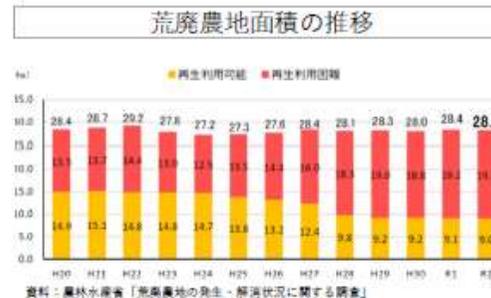
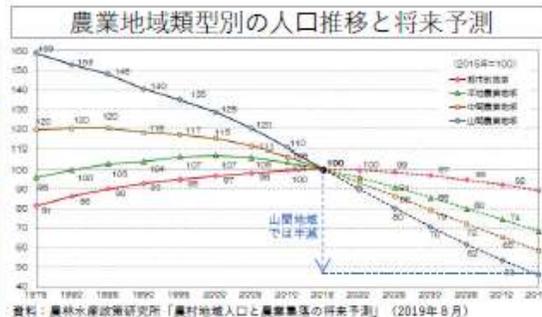
活性化計画の計画期間は、原則として3～5年です（下の例は3年で設定）。事業実施後の評価は当該活性化計画が終了する翌年度以降に実施して頂きます。

【例】・活性化計画の計画期間が3年の場合



※評価期間中に目標の達成率が100%以上となる場合、評価を実施可能

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止**を図りつつ、**活性化の取組を計画的に推進**するため、
 - ・地方公共団体が作成する**活性化計画**の記載事項として、**農林漁業団体等**が実施する**農用地の保全等に関する事業**を新たに位置付け、
 - ・当該事業の実施に必要な**農林地等**についての**所有権の移転等**を促進するための**措置等**を講ずる。



農山漁村地域の持続的な土地利用の推進

- 農用地の保全等に関する事業**を活性化計画の対象事業に位置付け、放牧等の粗放管理を含む**計画的な土地利用を推進**

現行制度

活性化計画の対象事業は

- ・生産基盤・施設の整備に関する事業
- ・生活環境施設の整備に関する事業
- ・地域間交流拠点施設の整備に関する事業



改正後

活性化計画の対象事業に

- ・**農用地の保全等に関する事業**（放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等）を追加



【活性化法のスキーム】



関係法律に基づく申請手続の簡略化

（農山漁村活性化法と共通する添付書類の一部を省略等）

- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
- 多面法***に基づく認定申請手続の簡略化

所有権移転等促進計画

- 施設用地、**農用地の保全等に関する事業**の実施に必要な農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

地域の円滑な取組の推進

- 活性化計画に記載された事業を実施する際、**農地転用許可手続等の迅速化の特例**を措置

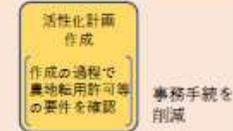
現行制度

- ・事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施



改正後

- ・農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認（**農地転用許可手続等のワンストップ化**）



交付金による支援

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）により、農泊施設など農山漁村発イノベーション施設の整備等の取組を支援

- ※このほか、農山漁村振興交付金のうち、
 - ・農山漁村発イノベーション推進支援事業（商品開発、専門家派遣等）
 - ・農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（モデル形成支援等）
 - ・最適土地利用対策等（土地利用計画の策定支援等）等により地域の活動を支援

ハード

ソフト

注）赤字は今回改正部分

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（日本型直接支払の根拠法）

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)に関する お問い合わせ先一覧

農政局等	窓口	連絡先	対象(管轄)地域
東北農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 022-263-1111 (内線4171) FAX) 022-216-4287	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 048-740-0115 FAX) 048-600-0624	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 076-232-4726 FAX) 076-234-8051	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 052-223-4639 FAX) 052-219-2667	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 075-414-9553 FAX) 075-417-2090	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 086-224-4511 FAX) 086-234-7445	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 096-300-6510 FAX) 096-211-9350	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 農村振興課	電話) 098-866-1652 FAX) 098-860-1194	沖縄県※1
農林水産省農村振興局	地域整備課 活性化支援班	電話) 03-3501-0814 FAX) 03-3501-8358	北海道※2

※1 沖縄県は沖縄振興公共投資交付金において実施しています。

※2 北海道にかかるお問い合わせは、農林水産省農村振興局で受け付けています。

■ 農泊推進対策で目指す農泊推進地域の体制

- 「農泊」とは、
【利用者】 農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
【提供者】 地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要。
- 宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化。
- そのためには、地域の関係者が一丸となって、農泊をビジネスとして取り組むことが重要。

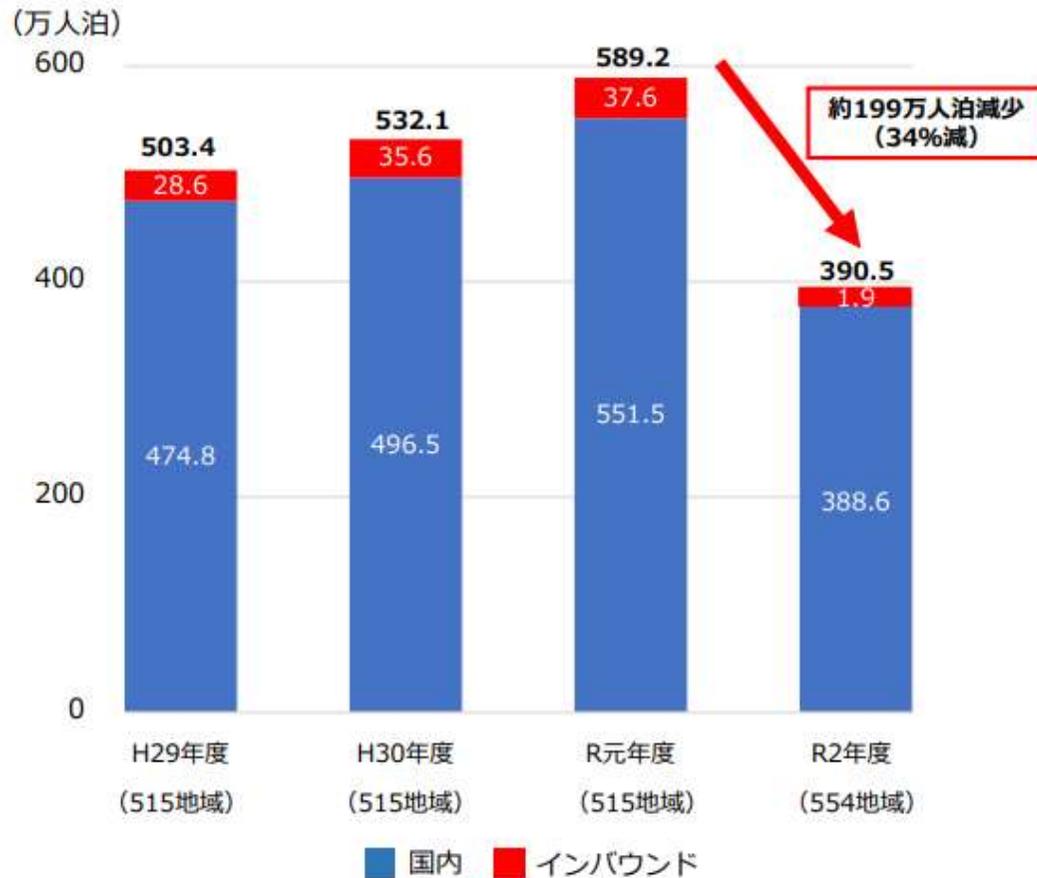


令和3年度農泊地域への調査の取組について

1. 令和2年度農泊地域実績調査の結果（延べ宿泊者数）

コロナ禍により、農泊地域の延べ宿泊者数は令和2年度に約3割減も、日本全体と比較すると減少幅は小さかった（日本全体では約5割減）

農泊地域における延べ宿泊者数の推移



【参考】

日本全体における延べ宿泊者数の推移



出典：観光庁 宿泊旅行統計

農泊地域におけるワーケーションのニーズと事例

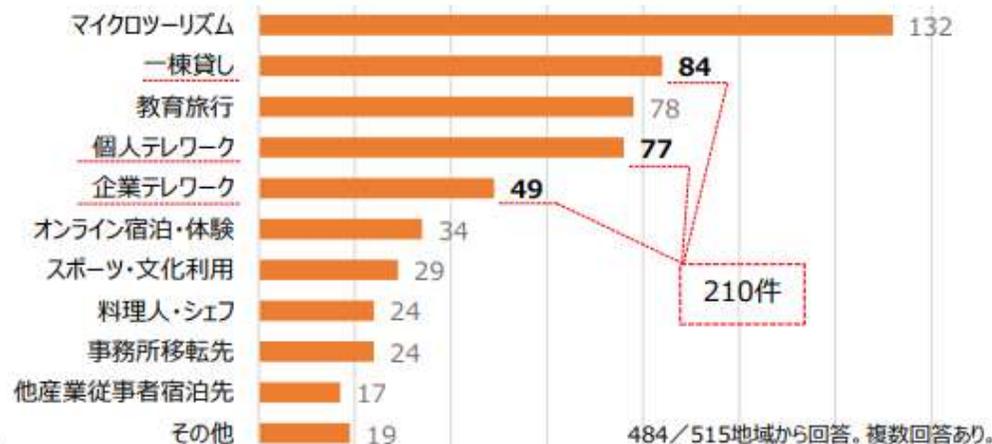
○ 農泊におけるウィズ・コロナ、ポストコロナ社会の新たなニーズについて、寄せられているニーズや農泊地域が見据えるターゲットを調査※。

※令和元年までに採択した515地域にアンケート調査し、うち484地区から回答。

農泊地域へのニーズ

- ・テレワーク、1棟貸し等のワーケーション、リモートワークに関連して、210件の問合せがあった。
- ・また、感染リスクの観点からマイクロツーリズムへの問合せも多い。

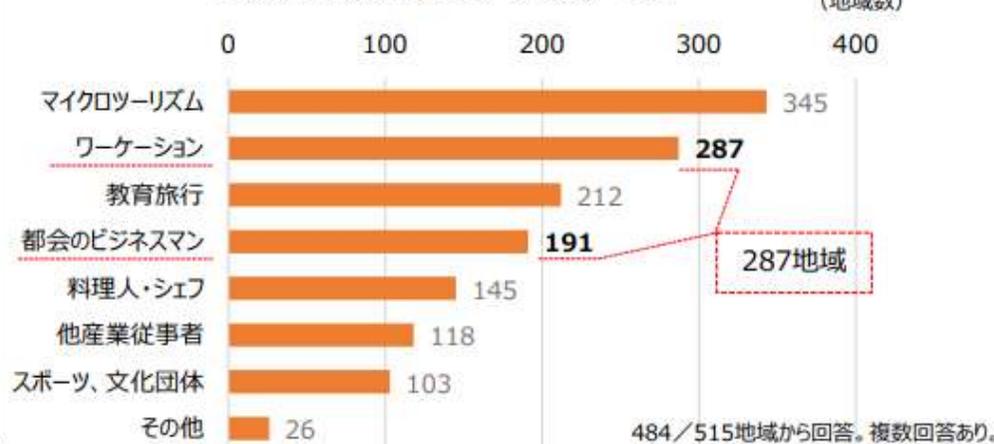
新型コロナウイルス発生以降の問合せ内容



今後のターゲット

- ・今後は、ワーケーションや都会のビジネスマンをターゲットにしたいと考えている農泊地域は287地域となっている。
- ・また、マイクロツーリズムは、345地域となっている。

各農泊地域が見据える今後のターゲット



農泊地域におけるワーケーション事例 <蔵王農泊振興協議会（宮城県蔵王町）>

- ・1棟貸し宿泊施設は、無線LANを完備し、ワーケーションに適した宿泊施設。
- ・コロナ禍の状況の中で、これまでワーケーション目的で6組（計340人泊）を受入。（R2年4月～R2年8月）
- ・宿泊者は、長期滞在し、レジャーを楽しみつつ、リモートワークを実施。

宿泊者（居住地）	宿泊人数	属性	宿泊日数
邦人（東京）	大人3名	職場同僚	30日
外国人（東京）	大人5名	家族	27日
邦人（千葉）	大人2名	夫婦	14日
外国人（東京）	大人2名、子供2名	家族	12日
邦人（東京）	大人2名、子供1名	家族	7日
外国人（東京）	大人2名、子供1名	家族	6日



内装



外観



リモートワークの様子

令和3年度農泊地域への調査の取組について

2. 令和2年度農泊地域実績調査の結果（要因）

背景の一つとして、多くの農泊地域でマイクロツーリズムや一棟貸、ワーケーション、移住などの新たなニーズを取り込めたことなどを想定

コロナ禍における、消費者からの問合せ/申込み状況 [複数回答]

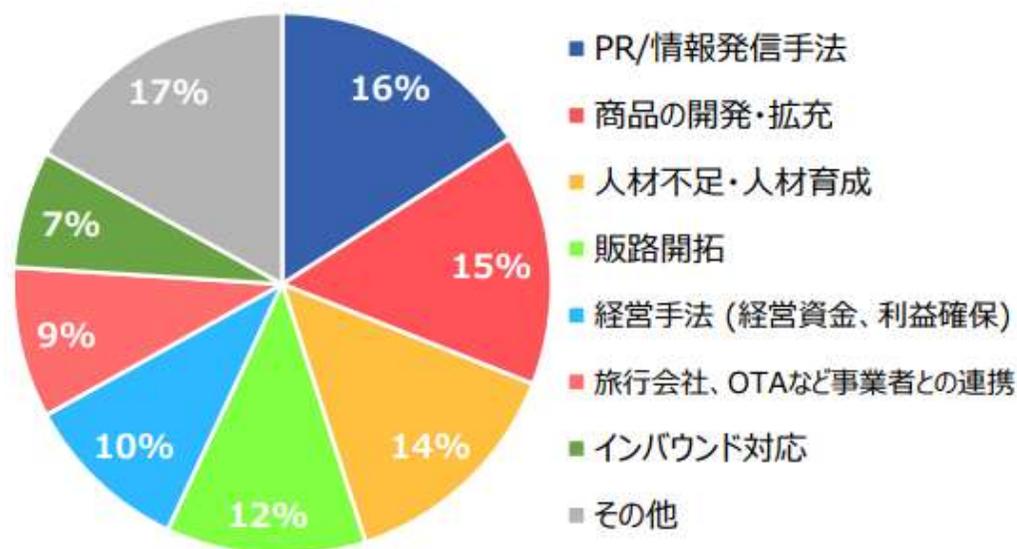
	問合せ	申込み
県内や近隣県から、近場の旅行先としての利用（マイクロツーリズム）	38%	31%
一棟貸しを求める個人や家族旅行者からの問い合わせ	26%	20%
個人のテレワーク先としての利用（ワーケーション）	21%	13%
教育旅行や修学旅行を、開放的な農泊地域に変えたいとの問い合わせ	29%	13%
移住に関する相談・問い合わせ	29%	12%
スポーツ団体や文化団体の大会や合宿先としての利用	16%	8%
企業による一部社員のテレワーク先としての利用	14%	7%
長期滞在としての利用に関する問い合わせ	19%	7%
オンラインツアーに関する問い合わせ	12%	4%
週末等を利用した定期的な訪問利用に関する問い合わせ	10%	4%
農作業のために訪れた他産業従事者が宿泊先として利用したいという問い合わせ	6%	3%
農山漁村など地方部に関心を持つ都会の料理人・シェフからの問い合わせ	8%	3%
都心の企業の事務所移転先としての利用	5%	1%
上記以外	2%	1%
特になし（排他）	32%	49%

回答地域数：467地域

令和3年度コンテンツの充実・人材育成・情報発信の取組について

- 農泊推進対策のうち広域ネットワーク推進事業により、「コンテンツの充実」、「人材育成」、「情報発信」等の取組として、専門家派遣、人材育成研修のほか国内外プロモーション等を実施。
- 今後、これらの取組が、効果的な支援となっているのか、地域のニーズに対応した支援となっているのか等について、検証を行いつつ、必要に応じて改善していくことを検討。

○専門家派遣（75地域）



○人材育成研修

- ・ 農泊を実施する意義を再確認するための入門編研修の開催
 - ・ ターゲット別（団体向け／個人・小グループ向け）研修の開催
 - ・ プレイヤー別（事務局向け／個別事業者向け）研修の開催 など
- ※上記研修についてはアーカイブ配信も実施

○情報発信

1. 国内向けプロモーション

- ・ ターゲット別にインフルエンサーを活用した農泊体験動画
- ・ ピコ太郎氏による農泊応援ソングの作成と大臣を表敬しての発表
- ・ 動画コンテストによるSNS投稿促進（推し農泊投票キャンペーン）

2. 海外向けプロモーション

- ・ CountrySideStays-Japan (countrysidestays-japan.com/)へ掲載する動画、記事作成 8地域
- ・ 日本好き外国人による農泊体験動画作成（徳島県にし阿波地域／繁体字圏対象）
- ・ オンラインツアー（三重県大紀町／英語圏対象）

3. 旅行事業者等向けプロモーション

- ・ JATA、ANTAと連携した旅行会社と農泊地域との商談会
- ・ ワークーションに取り組む企業等と農泊地域のマッチング



ピコ太郎氏による
金子農林水産大臣面会



海外オンラインツアー

採択地域数 (R3年度末時点累計) : **全国計 599地域**

近畿 53地域

滋賀県	6	兵庫県	8
京都府	13	奈良県	12
大阪府	5	和歌山県	9

北陸 60地域

新潟県	23
富山県	10
石川県	16
福井県	11

北海道 45地域

中国四国 89地域

鳥取県	8	山口県	8
島根県	15	徳島県	5
岡山県	17	香川県	8
広島県	16	愛媛県	6
高知県	6		

東北 88地域

青森県	12	岩手県	15
宮城県	25	秋田県	13
山形県	11	福島県	12

九州 94地域

福岡県	18	佐賀県	6
長崎県	10	熊本県	22
大分県	8	宮崎県	7
鹿児島県	23		

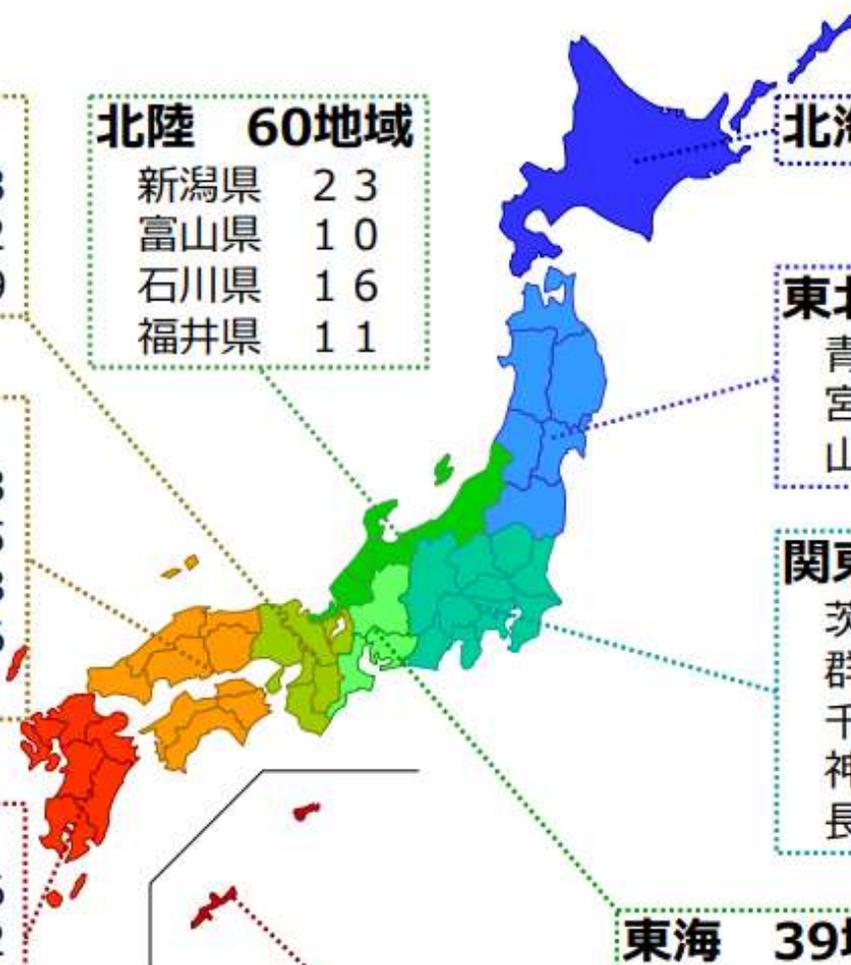
関東 120地域

茨城県	7	栃木県	11
群馬県	11	埼玉県	6
千葉県	21	東京都	5
神奈川県	10	山梨県	12
長野県	19	静岡県	18

沖縄 11地域

東海 39地域

岐阜県	16	愛知県	7
三重県	16		



＜対策のポイント＞

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等**を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣等**を支援します。

＜事業目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の**推進体制構築**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。
 【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等**を支援します。
 【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。
 【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】
 （※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
- ② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）
 【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

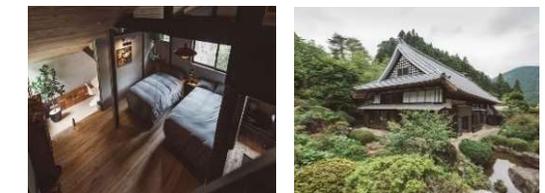
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

ご清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

【何かご質問がございましたら…】

農林水産省農村振興局地域整備課

活性化支援班 大森 茂樹

E-mail : shigeki_omori380@maff.go.jp